

安城市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

安城市長 三星元人

安城市規則第22号

安城市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

安城市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和62年安城市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第6条の表常時介護を要する状態の項中「85,490円」を「90,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「42,700円」を「45,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。